

# ASDO 参与会員ガイドライン

定款第 5 条第 1 項（4）その他の会員は細則で定める

細則第 3 条第 1 項（5）参与会員

「正会員だった個人が会の活動に参加できる」

## 参与会員推薦のガイドライン

細則に掲げる正会員だった個人が会の活動に参加できる要件は、ASDO 正会員を退会后、次に掲げるすべてに該当し、3 名以上の正会員が推薦する者について理事会の承認を得たうえで決定する。

### [ 要 件 ]

- ① 会費の滞納がないこと
- ② ASDO 定款に違反したことがないこと
- ③ ASDO の名誉を毀損、又は目的に反する行為をしたことがないこと
- ④ ASDO を除名により退会した者でないこと